○文部科学省告示第百四十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年九月二十一日

文部科学大臣　中川　正春

名称	所在地	地域
伝法院庭園	東京都台東区浅草二丁目	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅸ座標系を基準とするP一地点（X＝マイナス三三一七〇三・二八三メートル、Y＝マイナス三四六七〇・七〇五メートル、P二地点（X＝マイナス三四九一〇・七六一メートル、Y＝マイナス三四九九五・五五九メートル）、P三地点（X＝マイナス三一六九八三メートル）、P四地点（X＝マイナス三四四・四六八メートル、Y＝マイナス三四四・四五五メートル）、P五地点（X＝マイナス三四四・六四二九七〇メートル、Y＝マイナス三一六八八二九メートル）、P六地点（X＝マイナス三四二・四一六八メートル、Y＝マイナス三一七・二三六九〇三メートル）、P七地点（X＝マイナス三一七・二三六九メートル）、Y＝マイナス三四二・四一六八メートル）、P八地点（X＝マイナス三一七・二三六九メートル、Y＝マイナス三四〇四・二三七一七・二三六九メートル）、P九地点（X＝マイナス三四〇四・二三七一七・二三六九メートル、Y＝マイナス三一七・二三六九メートル）、P一〇地点（X＝マイナス三一七・二三六九メートル、Y＝マイナス三四〇四・二三七一七・二三六九メートル）、P一一地点（X＝マイナス三一七・二三六九メートル、Y＝マイナス三四〇四・二三七一七・二三六九メートル）、P一二地点（X＝マイナス三一七・二三六九メートル、Y＝マイナス三四〇四・二三七一七・二三六九メートル）、P一三地点（X＝マイナス三一七・二三六九メートル、Y＝マイナス三四〇四・二三七一七・二三六九メートル）、P一四地点（X＝マイナス三一七・二三六九メートル、Y＝マイナス三四〇四・二三七一七・二三六九メートル）、P一五地点（X＝マイナス三一七・二三六九メートル、Y＝マイナス三四〇四・二三七一七・二三六九メートル）、P一六地点（X＝マイナス三一七・二三六九メートル、Y＝マイナス三四〇四・二三七一七・二三六九メートル）、P一七地点（X＝マイナス三一七・二三六九メートル、Y＝マイナス三四〇四・二三七一七・二三六九メートル）、P一八地点（X＝マイナス三一七・二三六九メートル、Y＝マイナス三四〇四・二三七一七・二三六九メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考　地域に関する実測図を東京都教育委員会及び台東区教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
殿ヶ谷戸庭園（随宜園）	東京都国分寺市南町二丁目	三六五番二、三六五番三九、三六五番六二、三六五番六三、三七四番一、三七四番四、三七四番五、三七五番、三七六番イ二、三七七番イ一、三七七番イ二、三七八番二
富士五湖 山中湖 河口湖 西湖 精進湖 本栖湖	山梨県南都留郡山中湖村 同　南都留郡富士河口湖町 同　南巨摩郡身延町	別図のとおり 備考　別図は省略し山梨県教育委員会、山中湖村教育委員会、富士河口湖町教育委員会及び身延町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
旧伊藤傳右エ門氏庭園	福岡県飯塚市幸袋字本町 同　字後鶴	三〇〇番 一一八番二
日向国分寺跡	宮崎県西都市大字三宅字国分	三一三五番、三一三六番、三一三八番、三一四〇番、三一四二番、三一四三番、三一四四番、三一四五番、三一四六番、三一四七番、三一四八番、三一四九番、三一五〇番、三一五一番、三一五二番、三一五三番、三一五四番、三一五五番、三一五六番、三一五七番、三一五八番、三一五九番、三一六〇番、三一六一番、三一六二番、三一六三番、三一六四番、三一六五番、三一六六番、三一六七番、三一六八番、三一六九番、三一七〇番、三一七一番、三一七二番、三一七三番、三一七四番、三一七五番、三一七六番、三一七七番、三一七八番、三一七九番、三一八〇番、三一八一番、三一八二番、三一八三番、三一八四番、三一八五番、三一八六番、三一八七番、三一八八番、三一八九番、三一九〇番、三一九一番、三一九二番、三一九三番、三一九四番、三一九五番、三一九六番、三一九七番、三一九八番、三一九九番、三二〇〇番、三二〇一番、三二〇二番、三二〇三番、三二〇四番、三二〇五番、三二〇六番、三二〇七番、三二〇八番、三二〇九番、三二一〇番、三二一一番、三二一二番、三二一三番、三二一四番、三二一五番、三二一六番 右の地域に介在する道路敷、宮崎県西都市大字三宅字国分三一五二番九と同字国分三一一六番五に挟まれる同字国分三一九番一と同字国分三二一番に挟まれるまでの道路敷、同字国分三二一番一と同字国分三二一番に挟まれるまでの道路敷、同字国分三二一番